

福井県報

第 2940 号
平成30年
7月20日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

告示

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定
による登録喀痰吸引等事業者の登録

(三〇一・長寿福祉課) …………… 1

○道路の区域の変更 (三〇一七・三〇三
・道路保全課) …………… 1

○道路の供用の開始 (三〇四・回) …… 1

公告

○建設業法の規定に基づく建設業者
の営業停止命令(土木管理課) …… 11

○政府調達に関する協定の適用を受け
る調達契約に係る一般競争入札の落
札者の決定(警察本部交通規制課) …… 11

告示

福井県告示第301号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年
法律第30号)第48条の3に規定する登録
喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第4
8条の8第1項の規定により、次のとおり公
示する。

平成30年7月20日

福井県知事 西川 一誠

- 1 事業者の名称
高浜けいあいのみ
- 2 事業所の所在地
大飯郡高浜町和田168-22
- 3 事業者の名称
社会福祉法人友興会
- 4 登録年月日
平成30年7月10日
- 5 サービスの種類
介護老人福祉施設
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号
181110278
- 8 事業所の名称
高浜けいあいの里
- 9 事業所の所在地
大飯郡高浜町和田168-22

- 3 事業者の名称
社会福祉法人友興会
- 4 登録年月日
平成30年7月10日
- 5 サービスの種類
短期入所生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号
181110279

福井県告示第302号

一般県道徳光福井線の下記区間において、
道路新設に伴い、道路の区域の変更をしたの
で、道路法(昭和27年法律第180号)第
18条第1項の規定により、次のとおり公示
する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁お
よび福井土木事務所において、平成30年7
月20日から20日間一般の縦覧に供する。
平成30年7月20日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般県道	徳光福井線	新	福井市徳光31字29 番15地先から 福井市下細江町4字1 4番2まで	11.0 ～ 14.5	1380.0

福井県告示第303号

一般県道五幡新保停車場線の下記区間にお
いて、道路の区域の変更をしたので、道路法
(昭和27年法律第180号)第18条第1
項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県宇および敦賀土木事務所において、平成30年7月20日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	区間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般県道	五幡新保停車場線	敦賀市五幡32号中浜36番1地先から敦賀市五幡41号下トソガテ45番まで	20 ～ 50	585.0
新設	別			

福井県告示第304号

一般県道徳光福井線の下記区間において、道路新設に伴い、道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県宇および福井土木事務所において、平成30年7月20日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	徳光福井線	福井市下細江町3字16番から福井市下細江町4字14番2まで	平成30年7月20日

公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月20日

福井県知事 西川 一誠

- 処分をした年月日
平成30年7月19日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地および許可番号
西尾建設工業株式会社
代表取締役 西尾 正喜
大野市平沢領家12号41番地2
福井県知事許可(般・特-29)第587号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

- 停止を命ずる営業の範囲
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」と

は、注文中から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公

共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)または建設業法施行規則(昭和2

4年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

- 停止を命ずる期間

平成30年8月3日から平成30年8

月9日までの7日間

- 処分の原因となった事実

平成29年6月29日から平成29年11

月13日までの間、西尾建設工業株式会社の代表取締役であった者は、平成27年7月から8月頃にかけて、福井県奥越農林総合事務所の元職員に対し、「平成27年度農業用河川工作物応急対策事業真名川頭首工地区第1号工事」の工事金額を教えて欲しい旨の依頼をし、もって職務上知り得た秘密を漏らす行為をそのかしたとして、平成30年6月14日、福井簡易裁判所から地方公務員法(昭和25年法律第261号)違反の罪により罰金3万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年7月20日

福井県知事 西川 一誠

- 落札に係る物品等の名称および数量
交通管制システム上位装置(長期継続契約)一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
- 落札者を決定した日
平成30年6月13日
- 落札者の名称および住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額
167,022,000円

-
- 6 契約の相手方を決定した手続
一 一般競争入札
 - 7 規則第4条の規定による公告を行った日
平成30年5月1日
-
-
-
-
-

平成三十年七月二十日印
平成三十年七月二十日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社 竹下印刷所

☎ 三三三二番